

平成19年10月4日

中津川市土地開発公社
理事長 加藤 晴郎

中津川市長 大山 耕二

土地開発公社不良資産売却への取り組みに係る処分について

土地開発公社は、間ノ根用地も含めた多くの塩漬け土地を抱え、そのための多額の借入金に伴い、毎年多くの利子を払い続けていたことは、まさに、傷を負い多量の血を流し続けている状態であった。この解消が急務であることから市長就任後まもなく、①借り入れ金利を入札とすること、②塩漬け土地を競売により時価で処分すること等により、土地開発公社の経営改善を図るよう指示をした。理事長及び公社職員は、平成16年度から平成18年度の3年間で5千万円以上の利子の節約を図り、経営改善に最大限の努力をしてくれた。

今回の間ノ根用地の取り組みは、塩漬け土地の処分の一環で取り組んできたものであり、2つの局面があった。1つ目は、開発当初の段階で、砂防法、森林法等の認識欠如により、有限会社中津川サラダ農園（以下「サラダ農園」という）の開発工事に手戻りを生じさせ、このことにより、市民の信頼を損ねた局面であった。

2つ目は、その後サラダ農園が、県の厳しい砂防法の審査基準をクリアして開発許可を取り、土地購入の意向を示し続け、それに従い安全性を確保するための工事を進めた段階で、その安全確保工事が完成する直前に、県に対し安全性の観点からその工事の許可取り消しの裁判がなされた。原告が高裁でも敗訴し、安全確保の工事が認められたものの、当初予定した以上の時間が経過し、サラダ農園の社内事情が変わり、間ノ根から撤退することになった局面である。

この2つ目の砂防法の許可に基づく安全確保工事の局面においては、理事長及び公社職員はその推進に向け、ミスなく、よく努力してくれたと感謝している。しかしながら、開発当初の局面では砂防法の認識欠如に起因して、ミスを犯したことから、市長として市議会の場合において、中田社長をはじめサラダ農園の皆様に対し、砂防法の認識欠如により開発工事に手戻りを生じさせたことを、また、市民の皆様に対しては行政の信頼を損なったことと、この問題に関する的確な広報を怠ったことにお詫び申し上げ、今後、開発行政に関わる能力をアップして再発防止に努めることを誓ったところである。

理事長は、前述の1つ目の局面における砂防法の認識欠如に起因する、サラダ農園の手戻りと市民の信頼を損ねたことについては、一連の経営改善の成果を考慮しても、文書厳重注意に値すると判断する。よって、理事長は土地開発公社の運営の総括責任者として、的確に処分を実施するとともに、このような事態の再発防止に努められたい。